

人材育成の視点として・仕組みとの整合性

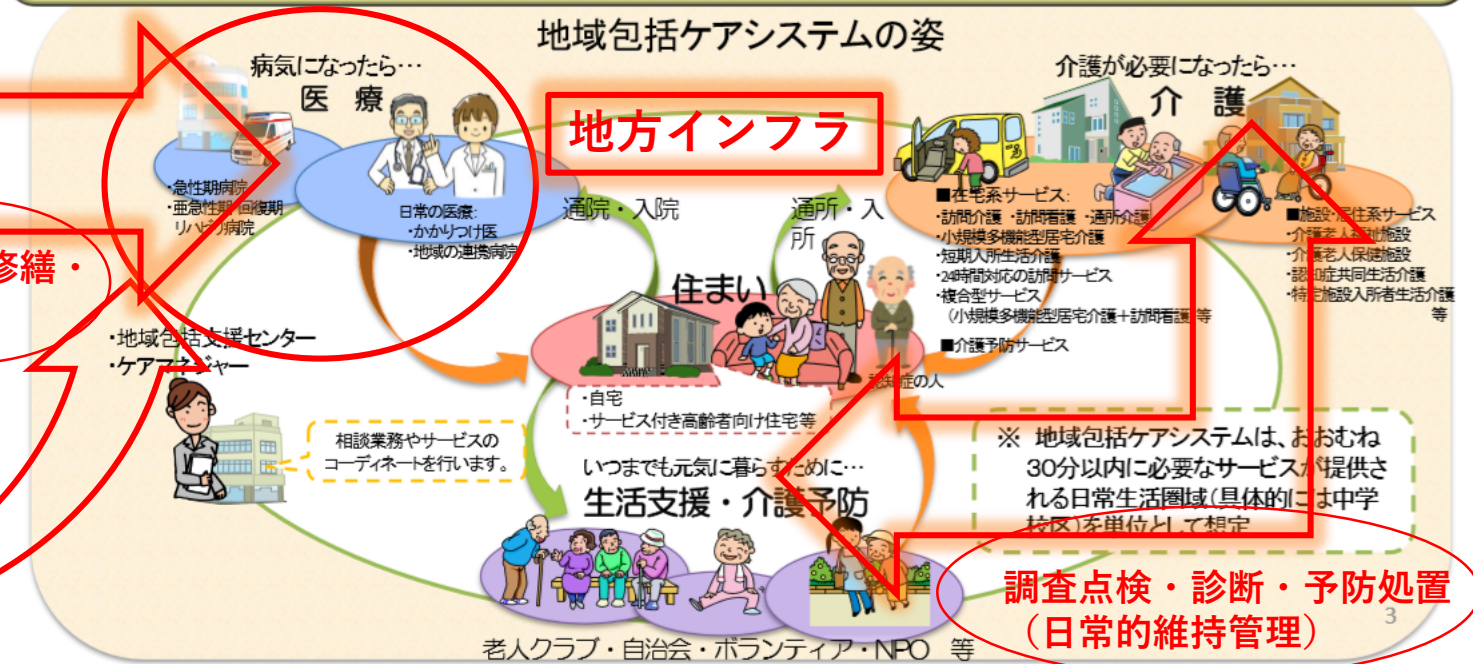
「JFMAジャーナル33号 インフラメンテナンスの技術者育成（ME新潟）」
 長岡技術科学大学名誉教授 丸山久一 抜粋

地域医療のシステムもインフラの維持管理において参考にすべきものと思われる。
 私たちの健康管理は、日常においては**ホームドクター**にお世話になっているが、異常が発見され、より精密な検査が必要な場合は、ホームドクターから**市民病院**に連絡が行き、対応がとられる。市民病院は地域の**大学医学部、大学病院**と連携も強く、**人々の多種多様な病気に対応できるシステム**になっている。このように、**治療のレベルに応じて連携できる仕組みはインフラの維持管理にも是非必要である。**

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

補修・修繕・記録



保健所：全国に472カ所（支所120）
市町村保健センター：全国2,456カ所

保健所が地域保健の拠点？

保健

- 職域保健
 - ◆ 労働者の健康管理
- 医療保険者による保健
 - ◆ 特定健康診査
- 広域保健
 - ◆ 検疫
 - ◆ 医療従事者の身分法
- 学校保健
- 環境保健

など

地域保健

対人保健

- 健康増進法
- 感染症法、予防接種法
- 母子保健法
- 精神保健福祉法
- その他
 - ◆ 難病医療法、がん対策基本法、肝炎対策基本法 など

地域保健法

- ◆ 基本指針
- 保健所等の設置
- ◆ 人材確保

対物保健

- 食品衛生法
- 興行場法などの業法
- 水道法
- 墓地埋葬法
- その他
 - ◆ 狂犬病予防法、薬事法、ビル管法、生衛法 など

医療

- 医療法
 - ◆ 病院の開設許可
 - ◆ 医療計画
- 医療従事者の身分法
- 高齢者医療確保法
- がん対策基本法
- 医療観察法
- 薬事法

など

福祉

- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 介護保険法
- 障害者総合支援法
- 発達障害者支援法
- 精神保健福祉法
- 老人福祉法

など

保健所数の推移（厚生労働省健康局健康課地域保健室調べ）
 平成31年4月1日現在

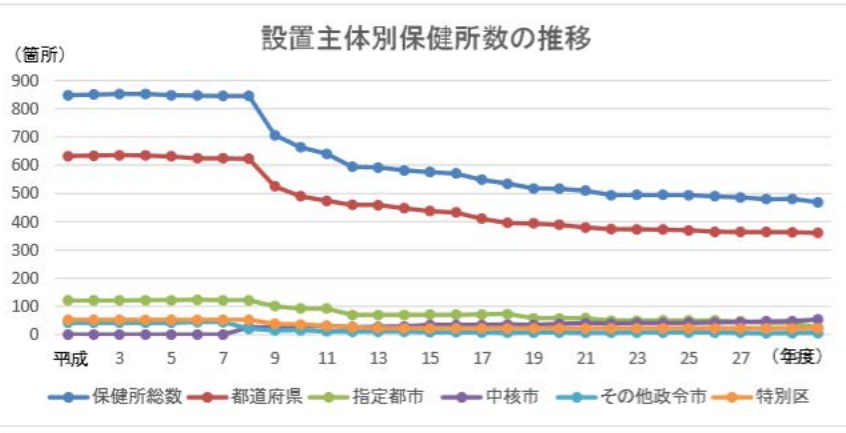
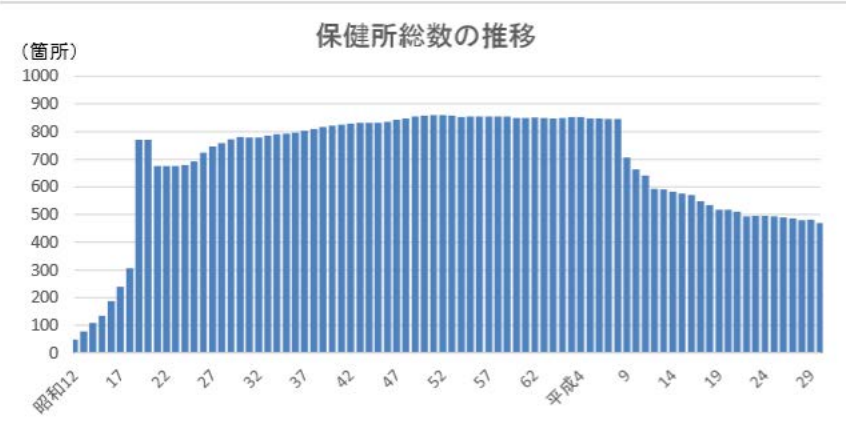


表 14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 504	54 874	54 967	13 634	19 926	21 407
医 師	894	883	891	414	405	72
歯科医師	154	131	125	43	53	29
獣医師	2 508	2 521	2 488	1 310	1 175	3
薬剤師	3 016	3 071	3 077	1 708	1 353	16
理学療法士	161	149	145	23	48	74
作業療法士	105	98	103	24	43	36
歯科衛生士	722	706	704	105	306	293
診療放射線技師	514	501	484	257	212	15
診療エックス線技師	19	11	3	1	1	1
臨床検査技師	748	710	693	490	197	6
衛生検査技師	70	56	50	12	38	-
管理栄養士	3 183	3 306	3 440	667	786	1 987
栄養士	542	480	403	25	52	326
保健師	25 377	25 624	25 993	3 659	7 107	15 227
助産師	133	143	151	11	44	96
看護師	848	743	757	50	170	537
准看護師	122	116	94	2	6	86
その他	15 388	15 625	15 366	4 833	7 930	2 603
< 再 掲 >²⁾						
精神保健福祉士	1 006	968	893	375	342	176
精神保健福祉相談員	1 322	1 308	1 286	740	533	13
栄養指導員	1 122	1 108	1 124	641	482	1
食品衛生監視員	5 567	5 673	5 730	2 934	2 795	1
環境衛生監視員	4 850	4 870	4 930	2 820	2 110	-
医療監視員	8 741	8 860	8 930	6 389	2 541	-

注: 1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

地域保健法対象の従事者（保健所・保健センター）

全体数54,967人

医師891（1.6％）保健師25,993（47.2％）

衛生教育開催数40万回弱・参加人員1千百人（延べ）

行政保健師（地方公務員）の業務

地域における保健師の保健活動に関する指針

（平成25年4月19日）

- 保健師の保健活動の実施に当たっては、訪問指導、健康相談、健康教育、その他の直接的な保健サービス等の提供、住民の主体的活動の支援、災害時支援、健康危機管理、関係機関とのネットワークづくり、包括的な保健、医療、福祉、介護等のシステムの構築等を実施できるような体制を整備すること。
- 各種保健医療福祉に係る計画（健康増進計画、がん対策推進計画、医療費適正化計画、特定健康診査等実施計画、母子保健計画、障害福祉計画、介護保険事業支援計画又は介護保険事業計画、医療計画等）の策定等に保健師が十分に関わることができるような体制を整備すること。

さて質問です！

地方の公共インフラにとっての保健所機能はどこが受け持ち、保健師さん役は誰なののでしょうか？
その方々は何人活動しており、どうやって育成するのでしょうか？